

# 包装ーアクセシブルデザインー一般要求事項

JIS S 0021: 2014

(ISO 11156: 2011)

(JPI/JSA)

平成 26 年 5 月 20 日 改正

日本工業標準調查会 審議

(日本規格協会 発行)

S 0021: 2014 (ISO 11156: 2011)

#### 日本工業標準調査会標準部会 高齢者・障害者支援専門委員会 構成表

		氏	名		所属
(委員会長)	諏	訪		基	国立障害者リハビリテーションセンター研究所
(委員)	荒	木		薫	特定非営利活動法人日本障害者協議会
	井	上	剛	伸	日本生活支援工学会
	井	上	裕	文	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	大	石	奈泪	建子	一般財団法人日本消費者協会
	倉	片	憲	治	独立行政法人産業技術総合研究所
	佐	Ш		賢	日本女子大学
	末	田		統	徳島大学名誉教授
	中	Ш	昭	夫	神戸学院大学
	$\vec{\underline{}}$	瓶	美	里	東京大学
	畠	中	順	子	一般社団法人人間生活工学研究センター
	藤	本	浩	志	早稲田大学
	古	屋		_	公益社団法人日本包装技術協会
	三	浦	晃	史	公益社団法人日本介護福祉士会
	本	村	光	節	公益財団法人テクノエイド協会
	森	Ш	美	和	公益財団法人共用品推進機構
	山	際		淳	日本生活協同組合連合会
	山	澤		貴	日本福祉用具・生活支援用具協会
	山	本	澄	子	国際医療福祉大学
	渡	邉	愼	_	横浜市総合リハビリテーションセンター

主 務 大 臣:経済産業大臣 制定:平成 12.10.20 改正:平成 26.5.20

官 報 公 示:平成 26.5.20

原 案 作 成 者:公益社団法人日本包装技術協会

(〒104-0045 東京都中央区築地 4-1-1 東劇ビル TEL 03-3543-1189)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会:日本工業標準調査会 標準部会(部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会:高齢者・障害者支援専門委員会(委員会長 諏訪 基)

この規格についての意見又は質問は,上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準 化推進室(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

~->
序文
1 適用範囲
2 引用規格
3 用語及び定義
4 アクセシブルデザイン包装の主な側面 ····································
4.1 情報及び表示
4.2 取扱い及び操作
4.3 包装におけるアクセシブルデザインの評価
5 有害物の包装に関する特別配慮事項
5.1 表示
5.2 危険及び傷害を回避する容器設計
附属書 A (参考) 包装におけるアクセシブルデザインの構造
附属書 B (参考) アクセシビリティを試験するための検討事項の枠組み-一般的研究 $\cdots$
附属書 $\mathbb{C}$ (参考) アクセシブルデザイン包装事例
参考文献
解 説

S 0021: 2014 (ISO 11156: 2011)

### まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本 包装技術協会(JPI)及び一般財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を 改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格で ある。

これによって, JIS S 0021:2000 は改正され, この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

#### 日本工業規格

JIS

S 0021: 2014

(ISO 11156: 2011)

## 包装-アクセシブルデザイン-一般要求事項

Packaging—Accessible design—General requirements

#### 序文

この規格は、2011年に第1版として発行された **ISO 11156** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

#### 1 適用範囲

この規格は、異文化・他言語圏、高齢者及び感覚機能、身体機能、認知機能の低下している人々、並びにアレルギーがある人々を含むより多くの人々にとって、内容物を適切に識別し、取扱い及び使用できるように、包装の設計、評価を行うために役立つための一般要求事項について規定する。

この規格は、製品の識別、購入及び使用から包装の分別及び廃棄まで、包装製品のライフサイクルにおける様々な状況に配慮している。ただし、個々の包装における寸法、材料、製造方法及び評価方法については除く。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**ISO 11156**:2011, Packaging—Accessible design—General requirements (IDT)

なお,対応の程度を表す記号 "IDT" は, **ISO/IEC Guide 21-1** に基づき, "一致している" ことを示す。

#### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの 引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS X 0500 (規格群) 自動認識及びデータ取得技術 – 用語

注記 対応国際規格:ISO/IEC 19762 (all parts), Information technology—Automatic identification and data capture (AIDC) techniques—Harmonized vocabulary (IDT)

JIS Z 0108 包装-用語

注記 対応国際規格:ISO 21067, Packaging—Vocabulary (MOD)

#### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、JIS X 0500 規格群及び JIS Z 0108 によるほか、次による。

3.1

#### アクセシブルデザイン (accessible design)

何らかの機能に制限のある人に焦点を合わせ、これまでの設計をそのような人々のニーズに合わせて拡